

対馬市公用車E Vカーシェアリング事業 公募型プロポーザル実施要領

1 対象事業の目的、概要

対馬市（以下「本市」という。）では、ゼロカーボンシティの実現を目指し、地域の再生可能エネルギーを活用したE V（電気自動車）等の導入及びカーポート型太陽光発電設備等を導入する。

これにより、自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減を図りつつ、災害時のエネルギーセキュリティを向上させ、かつ、公用車として使用しない休日は市民、観光客及び周辺事業者等へ貸し出すことで、市民や事業者等のゼロカーボン・ドライブの実現へ繋げる。

本事業では維持管理業務の民間委託による市の事務負担軽減にも有効な賃貸借契約によりEVカーシェアリングを実施する。

なお、実施にあたっては、事業者から優れたノウハウを活かした提案を受け、最も優れている提案者に実施させるため、対馬市業務委託プロポーザル方式等実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項第1号及び第3号に定める公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2 提案限度額

E V充電設備等借上料 19,580,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

E V自動車借上料 12,160,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※提案内容にかかわらず、この上限額を超えた提案は失格とする。

3 業務名

対馬市公用車E Vカーシェアリング事業

4 業務場所

長崎県対馬市厳原町国分地内（対馬市指定場所）

5 業務内容

別紙1「対馬市公用車E Vカーシェアリング事業」業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

6 履行期間

E V充電設備等借上料 令和7年3月(予定)から令和17年12月31日(予定)までとする。

E V自動車借上 令和7年3月(予定)から令和12年12月31日(予定)までとする。

7 プロポーザル方式等の種別と選考方法

本事業を遂行できる適正な事業者を選考するため、要綱に基づく公募型プロポーザル方式により提案事業者を募集し、提案審査を行う。

8 受託者特定までのスケジュール(予定)

	項目	日程
1	事業実施の公告、実施要領等の公表	令和7年1月10日(金)
2	実施要領等に関する質問の受付	令和7年1月24日(金)まで
3	現地調査の実施(閉庁日を除く)	令和7年1月10日(金)～ 令和7年2月14日(金)
4	実施要領等に関する質問への回答	令和7年1月31日(金)
5	公募型プロポーザル(コンペ)参加申込書 及び資格確認書類の受付	令和7年2月14日(金)まで
6	参加資格確認結果及び提案書提出要請の 通知	令和7年2月21日(金)
7	提案書の提出	令和7年3月7日(金)まで
8	プレゼンテーション審査	令和7年3月13日(木) 予定
9	優先交渉権者の決定、選考結果の通知(予 定)	令和7年3月19日(金)
10	優先交渉権者による現地調査	令和7年3月末
11	契約内容についての詳細協議	令和7年3月末
12	事業契約の締結	令和7年3月末

9 参加形態

本業務に参加しようとする者(以下「応募者」という。)は、単独企業または一事業者を代表とした複数企業の共同体(以下「グループ」という。)とし、グ

ループの場合は、本プロポーザルの参加表明時に全構成員を明らかにすること。
ただし、構成企業の中から本業務の代表を定め、代表企業が諸手続きを行い、業務遂行の全般の役割を分担するものとする。

- (1) リース役割 車両、充電器、高圧受変電設備及びカーポート型太陽光発電設備の調達及びリースに関する業務を実施する。
- (2) カーシェアリング事業運営役割 カーシェアリング事業の運営に関する業務を実施する。
- (3) カーシェアリングシステム役割 カーシェアリング事業のシステム構築及び運用に関する業務を実施する。
- (4) 車両メンテナンス役割 車両のメンテナンスに関する業務を実施する。
- (5) 電気設備施工役割 充電器、高圧受変電設備変更及びカーポート型太陽光発電設備の設置工事に関する業務を実施する。
- (6) 電気設備メンテナンス役割 充電器、高圧受変電設備及びカーポート型太陽光発電設備のメンテナンスに関する業務を実施する。(高圧受変電設備の法定点検は除く)
- (7) エネルギーマネジメント役割 エネルギーマネジメントシステム構築及び運用に関する業務を実施する。
- (8) カーシェアリング用駐車場整備役割 駐車場の環境整備に関する業務を実施する。
- (9) その他の役割 上記(1)～(8)以外の本業務に必要とされる業務を担う。

※1 各役割は、複数事業者での構成も可とする。

※2 一事業者が複数の役割を兼ねることも可とする。

※3 一事業者が複数のグループの構成員となることはできないものとする。

10 参加資格要件

応募者（構成員を含む）は、次に掲げる条件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募型プロポーザル（コンペ）参加申込書提出日から参加資格確認結果通知までに本市から入札参加指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法

- (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てをしている者
(再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)
に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (6) 国税(法人税、消費税及び地方消費税)、対馬市税を滞納していないこと。
- (7) 自家用自動車有償貸渡業の許可を受けている、もしくは受ける見込みである
こと。
- (8) 令和 6 年度対馬市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
なお、同名簿に登録されていない者は、本実施要領第 15 により書類を提出
すること。

11 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い、著作権

提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。
また、本市は応募者に無断で本業務以外の目的で提出書類を使用しない。
ただし、本業務に係る情報公開請求があった場合は、対馬市情報公開条例(平成
16 年 3 月 1 日条例第 13 号)の規定に基づき、提出書類を公開することが
できるものとする。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日
本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意
匠、デザイン、設計、施工方法、材料又は維持管理方法等を使用した結果生じ
た責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本市が提供する資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は 1 つの提案しか行うことができない。

(6) 構成員の変更の禁止

公募型プロポーザル(コンペ)参加申込書及び資格確認書類提出後は、応募

者の構成員を変更することはできない。ただし、代表企業を除き、本市が認めたときはこの限りではない。

(7) 提出書類の変更の禁止

応募者は提出した書類を変更することはできない。ただし、提出期限内での誤字等の軽微な修正はこの限りでない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(8) 虚偽の記載の禁止

公募型プロポーザル（コンペ）参加申込書又は提案書に虚偽の記載をした場合には、公募型プロポーザル（コンペ）参加申込書又は提案書を無効にする。

(9) 予算が否決された場合

予算について対馬市議会令和 7 年 3 月定例会で可決されなかったときは、本案件は無効となる。なお、応募に要した費用を本市に請求することはできない。

12 実施要領等の公表

(1) 公表場所

本市ホームページに掲載

(2) 公表内容

ア 実施要領

イ 仕様書（別紙 1）

ウ 評価基準（別紙 2）

エ 様式

オ スケジュール（イメージ）（別添 1）

13 質問の受付

(1) 受付期間

令和 7 年 1 月 10 日（金）～令和 7 年 1 月 24 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出方法

質問は、質問書（様式第 10 号）を使用すること。なお、受付は電子メールに限り、件名を「E V カーシェアリング事業プロポーザルに関する質問」とし、質問書の提出後に対馬市総務部財産管理運用課へ電話でメールの到着を確認すること。

(3) 提出先及びメールの到着の確認先

対馬市総務部財産管理運用課

電子メール zaisan@city-tsushima.jp

電話 0920-53-6111（代表）

(4) 質問への回答方法

本市ホームページで随時公表するものとし、令和7年1月31日（金）午後5時まで全ての回答を公表する。

14 現地調査の実施

(1) 実施期間

令和7年1月10日（金）～令和7年2月14日（金）午後5時まで

(2) 申込方法

受付は電子メールに限り、件名を「E Vカーシェアリング事業プロポーザルに関する現地調査の実施」とし、メールに現地調査の希望日時を記載すること。希望日時の前日（閉庁日を除く）までにメール送信し、送信後には対馬市総務部財産管理運用課へ電話でメールの到着を確認すること。

(3) メール送信先及びメール到着の確認先

対馬市総務部財産管理運用課

電子メール zaisan@city-tsushima.jp

電話 0920-53-6111（代表）

15 公募型プロポーザル（コンペ）参加申込書及び資格確認書類の受付

(1) 提出日時

令和7年1月10日（金）～令和7年2月14日（金）午後5時まで

(2) 提出先

対馬市総務部財産管理運用課（対馬市役所厳原庁舎4階）

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出日時に必着）

※1 持参の場合は、午前9時から午後5時までとする。以下同じ。

※2 郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定郵便記録に限る。以下同じ。

(4) 提出書類

次に掲げる書類を各 1 部提出すること。

ア 公募型プロポーザル（コンペ）参加申込書（様式第 1 号）

自家用自動車有償貸渡業の許可を受けている、もしくは受ける見込みであることを証明できる書類の写しを提出すること。

グループの場合は、代表企業名にて提出すること。

イ 会社概要説明書（様式 2）

グループの場合は構成員ごとに作成すること。

ウ グループ構成表（様式 3－1）

グループの場合は、応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

エ 委任状（様式 3－2）

グループの場合は、本業務における手続き等の権限に関して、応募者の各構成員からグループ代表者への委任状を提出すること。

オ 各構成員の間で取り交わされた覚書の写し

グループの場合は、本業務の応募に関して、応募者の各構成員で覚書を取り交わすこと。（任意様式）

カ 事業実績調書（様式 4）

過去の実績についてカーシェアリング事業の実務実績を証する書類として、当該事業の契約書及び仕様書の写しもしくは内容が分かるものを添付すること。

キ 秘密保持の誓約書（様式 5）

グループの場合は、応募者の全ての構成員が提出すること。

ク 令和 6 年度対馬市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者は次の書類を提出すること。

① 履歴事項全部証明書 申込日前 3 箇月以内のもの。（写し可。）

② 納税証明書 所管機関の発行する申込日前 3 箇月以内のもの。（写し可。）

・対馬市税の未納が無い証明書（本市に営業所等を有する者のみ）

・法人税、消費税及び地方消費税の未納が無い証明書

③ 財務諸表等の写し 直近 1 年度分のみ

④ 対馬市政治倫理条例第 5 条第 1 項が規定する関係企業以外のものがあることの誓約書

16 参加資格確認結果及び提案書提出要請の通知

(1) 通知期限

令和 7 年 2 月 21 日（金）午後 5 時

(2) 通知方法

公募型プロポーザル（コンペ）参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

17 提案書の提出等

(1) 提出日時

令和 7 年 2 月 21 日（金）～令和 7 年 3 月 7 日（金）午後 5 時

(2) 提出先

対馬市総務部財産管理運用課（対馬市役所厳原庁舎 4 階）

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出日時内に必着）

(4) 提出書類

次に掲げる書類について、アからエを各 1 部、オを 8 部（正 1 部、副 7 部）提出することとし、A 4 サイズ以外の書類については A 4 サイズに折り込むこと。

ア 事業提案書（様式 6）

イ 提案車両等一覧表（様式 7）

導入する車両、充電器、V2H、高圧受変電設備変更及びカーポート型太陽光発電設備は仕様書に応じ選定すること。

ウ 見積書 EV 充電設備等借上料（様式 8）

EV 自動車借上料（様式 9）

エ ウに係る見積金額の内訳明細書（任意様式）

借上料及びその内訳、工事費、諸経費等が記載されていること。

オ 提案書（任意様式）

「18 提案書の作成方法」によるものとする。

18 提案書の作成方法

(1) 書式

A 4 サイズ以外の書類についてはA 4 サイズに折り込むこととし、簡潔にまとめること。使用する文字の大きさは10 ポイント以上とし、チャート、イラスト、図表等の使用や着色は自由とする。

(2) 記載内容

仕様書の内容を踏まえ、次の内容を記載すること。

ア 事業スケジュール

令和6年度以降、各年度における現地調査、詳細協議、契約締結、工事着手、賃貸借開始等の一連の工程表を別添1「スケジュール（イメージ）」を参考に記載すること。

イ 事業実施体制

応募者の各構成員の役割や事業の実施体制、本市との連絡体制及びリスク顕在時の対応体制について記載すること。

ウ 車両、充電器、高圧受変電設備変更及びカーポート型太陽光発電設備に関する提案

どのような基準で車両、充電器、高圧受変電設備及びカーポート型太陽光発電設備を選定するか記載すること。

エ 事業運営に関する提案

(ア) 運営時間や利用方法、利用料金など、カーシェアリング事業の運営方法について記載すること。

(イ) 連絡体制

事故及びトラブル等が発生した際の連絡体制について記載すること

オ 現地調査に関する提案

調査内容と調査方法について記載すること。

カ 施工計画に関する提案

(ア) 施工方法・工程管理

施工方法や工程管理について、利用者や施設運営の支障とならないよう配慮又は工夫する点を記載すること。

(イ) 連絡体制

災害や事故等が発生した際の連絡体制について記載すること。

(ウ) 環境への配慮

施工及び運用にあたり、環境への配慮について記載すること。

キ 賃貸借設備の管理及びメンテナンスに関する提案

(ア) 管理方法及びメンテナンス体制

賃貸借設備の管理方法、定期点検等の実施体制及び不具合時の対応体制について記載すること。

(イ) 保証内容

保証される対象、期間及び内容並びに保証対象外となる事由等について記載すること。

ク その他の提案

アからキまでの内容以外に、評価基準に沿って本市にとって有益性のあ
る提案を記載すること。

19 審査方法

本事業に係る提案書等の審査、評価及び候補者選定は、本事業に係る公募型プロポーザル評価委員会（以下、「委員会」という。）において、下記の要領で行う。

(1) プレゼンテーション審査

ア プレゼンテーション審査の日時等については、別途通知する。

イ プレゼンテーションを行う順番は、事務局において決定する。

ウ プレゼンテーションでは、事業者名、出席者名を最初に述べ、提案書の内容説明、事業計画を明確にするとともに、運用方法などについて10分以内でプレゼンテーションすること。続いて、審査員から質問を行うので、明確に回答すること。質疑応答の時間は20分以内とする。

エ プレゼンテーションに使用する必要機材は提案者で用意すること。なお、スクリーンについては事務局で用意する。

オ プレゼンテーション時の資料の追加配布は認めない。提出のあった提案内容に基づき、提案書でイメージをつかみにくい点やアピールしたい点について説明を行うこと。

カ 1業者あたりのプレゼンテーション参加者は5名までとする。

キ カーシェアリング事業に主に従事する事業者（及び担当者）が参加すること。

ク プレゼンテーションは、一般非公開とする。

ケ 特別な理由が無く、プレゼンテーション開始時間に遅れた場合は、失格とする。

20 提案の審査及び優先交渉権者の決定

- (1) 提案の審査については、委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションを基に総合的に審査を行う。
- (2) 委員会の委員（以下「委員」という。）は、別紙2「評価基準」に基づき各応募者の評価点を算出する。各委員の採点の平均点を算出し、最も高かった者を優先交渉権者とし、次に高かった者を次点交渉権者として決定する。
- (3) 各委員の採点の平均点が最も高く、かつ、同点となった者が2者以上あった場合には、別紙2「評価基準」の審査項目「1 事業全体」及び「2 カーシェアリング事業の利用促進」でより高い平均点の者を優先交渉権者とし、次に高いものを次点交渉権者とする。それでもなお、同点となった者が2者以上あった場合には、提案価格がより低い者を優先交渉権者とし、次に低い者を次点交渉権者とする。提案価格が同額であった場合は、審査委員会の決するところによる。
- (4) 各委員の採点の平均点が100分の60に満たない場合は、候補者として選定しない。

21 選考結果の通知及び公表

(1) 通知日

令和7年3月19日（木）（予定）

(2) 通知方法

公募型プロポーザル（コンペ）参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。また、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(3) 選考結果の公表

次に掲げる情報については、選考結果通知後に本市ホームページで公表する。

ア 優先交渉権者（グループの構成員全て）の事業者名及び所在地

イ 次点交渉権者（グループの代表者）の事業者名及び所在地

22 契約等について

(1) 現地調査

優先交渉権者は工事着手及び賃貸借開始前に現地調査を行う。なお、現地調査を行う際は、施設の所管部署の担当者と協議し、施設運営に支障が出ないよ

う配慮すること。

ア 調査期間

提案書等で提示されたスケジュールを基に、協議により決定する。

イ 提出書類

本市が指定する日までに次の書類を提出する。

(ア) 提案車両等一覧表（様式 7）

導入する車両、充電器、V2H、高圧受変電設備変更及びカーポート型太陽光発電設備は提案内容を基に選定し、現地調査により設置可否の確認を行ったうえで提出すること。

(イ) 見積書 E V 充電設備等借上料（様式 8）

E V 自動車借上料（様式 9）

現地調査を行った後、見積書を改めて提出すること。

(ウ) (イ)に係る見積金額の内訳明細書

借上料及びその内訳、工事費、諸経費等が記載されていること。

(2) 詳細協議

優先交渉権者は、提案内容及び現地調査の結果等を踏まえ、「対馬市賃貸借契約約款」を基に本市と事業内容について詳細協議を行い、契約内容に関する調整に応じること。

なお、詳細協議には、金額の調整に応じることができる者及び現地調査の結果を把握する者が立会うこと。

(3) 契約の締結

契約内容について本市と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約により契約を締結する。なお、本市と優先交渉権者の協議の結果、当初の契約に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議を行うものとする。

(4) 契約の枠組み

ア 契約当事者

本市及び優先交渉権者（代表企業又は各構成企業）

イ 契約の概要

提案書及び協議内容に基づき締結するものであり、遂行すべき業務に関する内容、金額、支払方法等を定める。

ウ 契約金額

提案書等で提示された金額を基に、協議により決定する。

エ 支払回数等

支払時期及び回数は協議により決定する。

(5) 予測されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として別表「予想されるリスクと責任分担」によることとする。なお、本表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。

23 失格要件

選考時点において、次の要件に一つでも該当する場合は、失格または優先交渉権者の資格を失うものとする。

(1) 提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

イ 指定する様式及び記載上の留意事項等に示す条件に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 見積書に記載された金額が「2 提案限度額」に定める金額を超える場合

(2) 契約内容の協議に応じなかった場合

(3) 「10 参加資格要件」に定める資格を失った場合

(4) 優先交渉権者の都合により、提案内容から著しい変更が必要となった場合

(5) その他不正な行為があった場合

24 その他

(1) 本市は優先交渉権者決定後、契約内容について優先交渉権者の提案に拘束を受けないものとする。

(2) 公募型プロポーザル（コンペ）参加申込書提出以降に辞退する場合は、辞退届（様式第 11 号）を提出すること。なお、辞退による応募者（構成員を含む）への不利益は生じない。

(3) 日程及び内容について変更が生じる場合は、本市ホームページで公表するものとする。

22 問合せ先

〒817-8610 長崎県対馬市厳原町国分 1441 番地

対馬市総務部財産管理運用課

電子メール zaisan@city-tsushima.jp

電話 0920-53-6111（代表）

F A X 0920-53-6112(代表)

(別表) 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担	
			市	事業者
共通	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	安全性の確保	設計・工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・工事・維持管理における環境の保全		○
	資金・材料・製品の調達	事業に必要な資金、材料及び製品の確保に関すること（材料及び製品は、天災等、社会通念上やむを得ない場合は除く）		○
	制度の変更	税制の変更によるもの	○	
		法令・許認可の変更によるもの	○	○
	事業の中止・延期	本市の指示によるもの	○	
		事業の実施に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の入札参加停止、事業放棄、破綻によるもの		○
設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）によるもの	○	○
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○
	応募コスト	応募コストの負担		○

施工段階	第三者賠償	調査・建設における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（建設費に対して影響のあるもののみを対象とする）によるもの	○	○
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引渡しの延期	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延		○
	工事費増大	本市の指示・承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○
	一時的損害	引渡し前に工事目的物に関して生じた障害		○
		引渡し前に工事に起因し本市施設に生じた障害		○
支払段階	用地の確保	資材置き場の確保		○
	金利の変動	金利の変動によるもの		○
	支払遅延・不能	本市の責による支払いの遅延・不能	○	
計測・検証	設備不良	設備が所定の性能を達成しない場合		○
	電気料金単価の変動	電気料金単価の変動	○	

保証 関連	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○
		設備等に係る隠れた瑕疵の担保責任		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、本市の施設運営・業務への障害		○